

～介護従事者の採用や資質向上を考えている皆様へ～

介護員養成研修費用助成事業の募集について

介護事業所等が負担した介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修の受講料の2分の1を補助します。

募集期間 令和9年2月5日（金）期限厳守・必着

- ※ 例年、申請取り下げとなるケースがあります。**介護員養成研修の受講申込みが完了した時点で申請**してください。
- ※ 応募多数の場合は先着順とし、受付を早期に終了する場合があります。

1 事業概要

介護事業所等において、新たな人材の参入や職員の定着を図るため、「介護員養成研修」（介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修）の受講を支援します。

2 事業内容

従業員が研修を受講する際の受講料を、**雇用する法人（事業所）が負担したもの**について費用の一部を補助します。

（1）補助対象者

以下の事業を運営する法人（介護事業者）で、介護資格を有していない介護職員（非常勤を含む）を対象に介護員養成研修の受講費用を全額負担する者

- ① 県内に所在する介護保険法に基づく指定介護サービス事業
- ② 県内に所在する老人福祉法に基づく養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム

- ※ 交付申請時において在職する介護職員が受講するものであること。
- ※ 国又は県の職業訓練にて実施される同研修は対象外となります。
- ※ 当該事業は多くの法人に活用していただくため、1法人で申請人数が多い場合は調整をお願いする場合があります。

（2）補助対象経費

介護員養成研修（介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修）の受講料（テキスト代含む）で介護事業者が負担したもの。

- ※ 令和9年3月末までに研修を終了するとともに、受講料の支払いが完了している必要があります。

（3）補助額

受講料の2分の1以内（**受講者毎に千円未満切り捨て**）

- ▷ 介護職員初任者研修 1名あたり上限5万円
- ▷ 生活援助従事者研修 1名あたり上限2.5万円

- ※ **国・地方公共団体等が実施する助成金と併給できません。**

【問合せ先】

鹿児島県 高齢者生き生き推進課 介護保険室 事業者指導係
電話 (099)-286-2687（直通）
メール uketsuke-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp

県ホームページ＞健康・福祉＞高齢者・介護保険＞介護人材確保に向けた取組
＞【令和8年度】介護職員キャリアアップ支援事業の募集について

介護員養成研修費用助成事業(補助事業)のの流れ

1 交付申請書の作成

- ▷ 県ホームページから、補助要件や申請に必要な書類を確認してください。
県ホームページ> 健康・福祉> 高齢者・介護保険> 介護人材確保に向けた取組
> 介護員養成研修費用助成事業の募集について
- ▷ 今年度中に研修を修了(修了証の交付)し、介護事業者による受講料の支払が完了するものが対象となります。
- ▷ 補助金申請対象としたい従業者が複数の場合は、まとめて申請書を作成してください。
- ▷ 介護員養成研修の受講が確定した時点で申請してください(申請後の変更は追加手続きが必要となるため、できるだけ内容が確定した段階での申請としてください。)
- ▷ 申請時点で研修を受講中又は修了している場合も補助対象となります。
ただし、令和8年4月1日以降に開講する研修が対象となります。

2 交付申請書の提出

- ▷ 県の介護保険室事業者指導係にメールで交付申請書を提出します。(郵送も可)
【送付先】 鹿児島県 高齢者生き生き推進課 介護保険室 事業者指導係
uketsuke-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp
【提出期限】 令和9年2月5日(金) 期限厳守・必着
※ 応募が多数の場合は先着順で受け付けます。

3 交付決定<県>

- ▷ 県で交付申請書の内容を確認し、交付決定を行い、通知文を送付します。

4 補助事業の実施

- ▷ 介護職員が介護員養成研修を受講し、介護事業所等が受講料全額を支払。
- ▷ 介護職員が令和9年3月末までに研修を修了(修了証の交付)しているとともに、介護事業所等が受講料の支払いを完了していることが、助成の対象となります。(補講等により修了しなかった場合は対象外となりますのでご注意ください。)

5 実績報告書の提出

- ▷ 年度内に予定していた介護職員の受講が全て修了し、介護事業所による受講料の支出が完了している場合、令和9年3月5日(金)までに実績報告書を提出します。

6 補助金の確定<県>

- ▷ 実績報告書の内容を確認し、交付確定を行い、通知文を送付します。

7 交付請求書の提出

- ▷ 交付確定通知書が届いたら、請求書を提出します。

8 補助金の支払<県>

- ▷ 請求書の内容を確認し、補助金を支払います。

～介護福祉士実務者研修の取得を考えている皆様へ～

介護員実務者研修費用助成事業の募集について

介護事業所等が負担した介護福祉士実務者研修の受講料の2分の1を補助します。

募集期間 令和9年2月5日（金）期限厳守・必着

- ※ 介護員実務者研修の受講申込みが完了した時点で申請してください。
- ※ 応募多数の場合は先着順とし、受付を早期に終了する場合があります。

1 事業概要

介護職員のさらなる専門性の向上とキャリアアップを図るため、「介護福祉士実務者研修」の受講を支援します。

2 事業内容

従業員が研修を受講する際の受講料を、雇用する法人（事業所）が負担したもののについて費用の一部を補助します。

（1）補助対象者

以下の事業を運営する法人（介護事業者）で、介護福祉士試験の受験を希望する介護職員（実務経験1年以上の者で非常勤職員を含む。）が受講する介護福祉士実務者研修の受講費用を全額負担する者

- ① 県内に所在する介護保険法に基づく指定介護サービス事業
- ② 県内に所在する老人福祉法に基づく養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム

- ※ 交付申請時において在職する介護職員が受講するものであること。
- ※ 当該事業は多くの法人に活用していただくため、1法人で申請人数が多い場合は調整をお願いする場合があります。

（2）補助対象経費

介護福祉士実務者研修の受講料（テキスト代含む）で事業者が負担したものの。

- ※ 令和9年3月末までに研修を終了するとともに、受講料の支払いが完了している必要があります。

（3）補助額

受講料の2分の1以内（受講者毎に千円未満切り捨て）

▷ 1名あたり上限5万円

- ※ 国・地方公共団体等が実施する助成金と併給できません。

【問合せ先】

鹿児島県 高齢者生き生き推進課 介護保険室 事業者指導係
電話 (099)-286-2687（直通）
メール uketsuke-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp

県ホームページ＞健康・福祉＞高齢者・介護保険＞介護人材確保に向けた取組
＞【令和8年度】介護職員キャリアアップ支援事業の募集について

介護職員実務者研修費用助成事業(補助事業)の手続の流れ

1 交付申請書の作成

- ▷ 県ホームページから、補助要件や申請に必要な書類を確認してください。
県ホームページ> 健康・福祉> 高齢者・介護保険> 介護人材確保に向けた取組
> 介護職員実務者研修費用助成事業の募集について
- ▷ 今年度中に研修を修了(修了証の交付)し、介護事業者による受講料の支払が完了するものが対象となります。
- ▷ 補助金申請対象としたい従業者が複数の場合は、まとめて申請書を作成してください。
- ▷ 介護職員実務者研修の受講が確定した時点で申請してください(申請後の変更は追加手続が必要となるため、できるだけ内容が確定した段階での申請としてください。)
- ▷ 申請時点で研修を受講中又は修了している場合も補助対象となります。
ただし、令和7年4月1日以降に開講する研修が対象となります。

2 交付申請書の提出

- ▷ 県の介護保険室事業者指導係に交付申請書をメールで提出します。(郵送也可)
【送付先】 鹿児島県 高齢者生き生き推進課 介護保険室 事業者指導係
uketsuke-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp
【提出期限】 令和9年2月5日(金) 期限厳守・必着
※ 応募が多数の場合は先着順で受け付けます。

3 交付決定<県>

- ▷ 県で交付申請書の内容を確認し、交付決定を行い、通知文を送付します。

4 補助事業の実施

- ▷ 介護職員が介護職員実務者研修を受講し、介護事業所等が受講料全額を支払。
- ▷ 介護職員が令和9年3月末までに研修を修了(修了証の交付)しているとともに、介護事業所等が受講料の支払いを完了していることが、助成の対象となります。(補講等により修了しなかった場合は対象外となりますのでご注意ください。)

5 実績報告書の提出

- ▷ 年度内に予定していた介護職員の受講が全て修了し、介護事業所による受講料の支出が完了している場合、令和9年3月19日(金)までに実績報告書を提出します。

6 補助金の確定<県>

- ▷ 実績報告書の内容を確認し、交付確定を行い、通知文を送付します。

7 交付請求書の提出

- ▷ 交付確定通知書が届いたら、請求書を提出します。

8 補助金の支払<県>

- ▷ 請求書の内容を確認し、補助金を支払います。

～アセッサー講習の受講を考えている皆様へ～

アセッサー講習費用助成事業の募集について

介護サービス事業所等が負担したアセッサー講習の受講料の2分の1相当（1名あたり1万円）を補助します。

募集期間 令和8年12月4日（金）期限厳守・必着

- ※ 講習の受講申込みが完了した時点で申請してください。
- ※ 応募多数の場合は先着順とし、受付を早期に終了する場合があります。

1 事業概要

介護プロフェッショナルキャリア段位制度の活用により、介護職員の定着と新規参入を促進するため、介護事業所に就労する介護職員（非常勤を除く）が受講する「アセッサー（評価者）講習」の受講料を、雇用する介護サービス事業所等が負担した場合、その費用の一部を県が助成します。

▷ 介護プロフェッショナルキャリア段位制度とは

介護職員の資質向上を目的として、平成24年度に内閣府の実践キャリア・アップ戦略としてスタートし、介護の基本技術をはじめ、感染症対策、地域包括システムへの取組等、介護職員の現場スキルを確実に「できる」ようにするための人材育成プログラムです。

▷ アセッサー（評価者）とは

アセッサーは、介護プロフェッショナルキャリア段位制度において、施設・事業所ごとに職員の実践的スキルを評価する者です。

アセッサー講習を修了することにより、アセッサーとして正式に登録され、事業所・施設内での内部評価を行うことができます。

▷ アセッサー講習の概要及び受講申込について

受講申込み等については「一般社団法人シルバーサービス振興会」の介護キャリア段位制度専用ホームページをご覧ください。

- ※ アセッサー講習は全てeラーニングにて実施します。インターネットに接続できる一定のパソコン等の環境があれば、ご自宅や介護サービス事業所等で受講が完結します。

2 事業内容

（1）補助対象者

以下の事業を運営する法人（介護サービス事業者等）で、事業所等に就労している介護職員（非常勤を除く）の「アセッサー（評価者）講習」の受講料を全額負担する者

- ① 県内に所在する介護保険法に基づく指定介護サービス事業
- ② 県内に所在する老人福祉法に基づく養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム

- ※ 令和8年度に開催されるアセッサー講習の受講が対象となります。

（2）補助額

受講料の2分の1相当（1名あたり1万円）

【問合せ先】

鹿児島県 高齢者生き生き推進課 介護保険室 事業者指導係

電話 (099)-286-2687（直通）

メール uketsuke-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp

県ホームページ＞健康・福祉＞高齢者・介護保険＞介護人材確保に向けた取組
＞【令和8年度】介護職員キャリアアップ支援事業の募集について